

法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

手続していますか社長さんと役員、息子さんの労災保険

労災保険について

労災保険とは、労働者災害補償保険法（労災保険法）に基づき、業務上災害または通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者またはその遺族に対し所定の保険給付を行う制度です。

労働者を一人でも雇用する事業主は、労災保険の加入手続きをとって、その保険料を全額負担（納付）しなければなりません。

ここでいう【労働者】とは、正社員だけではなく、パート、アルバイト等、雇用され賃金を支払われるすべてをいいます。例えば、社長と同居の息子さんと社員1人で事業をされるような場合は、社員1人だけが対象となり労災保険の手続きをとることになります。経営者である社長はもちろん、原則として同居の息子さんも労災保険の対象にならず、仕事中にけがをされても労災保険が使えないということになります。

【労災保険特別加入制度】 経営者も

実際には社長も同居の息子さんも社員さんと一緒になって、毎日朝から晩まで仕事をします。社長さん(法人の取締役)や息子さんが仕事にけがをした場合、治療費は会社が負担したり、健康保険で3割自己負担ということになります。そこで、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合に労働保険事務を委託し、労災保険特別加入した場合は労働者とみなされ、労災保険の各種保険給付を受けることができます。

もし今年息子さんが学校を卒業され一緒に仕事をされるようになった、一緒に頑張ってきた社員さんを取締役に就任させたというような方は、労災保険の特別加入制度をご検討ください。労災保険では、原則治療費は会社・個人負担はありません。



【費用徴収】 手続していますか

- (1) 労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に、労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡って保険料を徴収するほかに、その保険給付に要した費用の全部または一部を徴収！
 - ① 労災保険の加入手続きについて、行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に労災が発生した場合、保険給付の100%が費用徴収されます。
 - ② 労災保険の加入手続きについて、行政機関から指導等を受けていないものの、労働者を雇用したときから1年を経過して、手続きを行わない期間中に労災が発生した場合、保険給付額の40%が費用徴収されます。
- (2) 労災保険料を滞納している期間中に労災が生じ、労災保険給付を行った場合、保険給付の最大40%が費用徴収されます。
- (3) 事業主が故意または重大な過失により生じさせた業務災害について、労災保険給付を行った場合、保険給付額の30%が費用徴収されます。

年度初めです。是非、社長や他の取締役の方々の労災保険の確認、加入手続きの確認をしましょう。